

# 土曜開庁・ふれあい交流センター 窓口業務が終了しました



## 土曜開庁業務

- 終了後も死亡届受付、婚姻・出生届の受領、納税は日直業務として行っています。
- 各種証明書（住民票の写し等）は代理人申請（委任状が必要）や郵便での申請も可能です。詳細は担当課にお問い合わせください。

問合せ 税務課 ☎62-2153 町民課 ☎62-2154

## ふれあい交流センター窓口業務

下記の窓口業務が終了となりました。4月1日(木)以降は役場本庁舎でお手続きください。

- 住民票の写し、戸籍の謄抄本及び戸籍の附票の交付 ○印鑑登録証明書の交付 ○税務証明書の交付
- ごみ持込証明書及び粗大ごみ戸別収集の受付 ○自動車臨時運行許可証の交付
- 市町村交通災害共済加入申込受付 ○各タクシー助成券の交付
- 町税、上下水道料金、保険料の収納 他

※ふれあい・北部・南部交流センター内の各部屋の予約は、引き続き同センターで行っています。

問合せ ふれあい交流センター ☎62-2144

## マイナンバーカード手続の 特別開庁の実施

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います（無料）。

平日の業務時間内に来ることが難しい方は、この機会をぜひご利用ください。

できるだけ事前にお電話で予約をお願いします。予約のない方は待ち時間が長くなる場合があります。

※ 特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

### 日時

- 4月10日(土)、24日(土) 8時30分～12時
- 4月15日(木)、28日(水) 17時15分～19時

問合せ 町民課 ☎62-2154

## 便利なコンビニ交付サービスを ご利用ください

町では、証明書の取得に便利なコンビニ交付サービスを開始しました。コンビニ交付サービスとは、住民票の写し等の各種証明書を全国のコンビニエンスストアに設置されている多機能端末機（マルチコピー機）で取得できるサービスです。

**利用時間** 6時30分～23時  
(年末年始、システム保守点検日を除く)



5月1日(土)から5日(水)までの期間は、コンビニ交付サービスセンターのシステム更改のためサービスを利用することができません。

ご利用の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 町民課 ☎62-2154

# 税公金のスマートフォン決済 始まりました！



**4月1日(木)以降**にご自宅等へ届く納入通知書はコンビニや取扱金融機関に行かなくてもスマートフォンがあれば、ご自宅をはじめどこからでもお支払いが可能になります。

## ◎利用できる税目等

～納付書払いの方が対象です～

- 町県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税 ・介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 水道料金及び下水道・浄化槽使用料

## ✕利用できない納付書

- バーコードがない納付書
- 金額を訂正した納付書
- バーコードの取扱い期限が過ぎている納付書
- 1枚当たりの金額が30万円を超える納付書

## 利用できるスマートフォン決済アプリ

PayPay 請求書払い



PayB 払込票決済



**！** ご注意ください

LINE Pay 請求書支払い



※決済時の手数料は無料ですが、通信料は利用者負担になります。  
ご利用方法は各アプリの公式ホームページをご覧ください。

LINE 株式会社における利用者の個人情報の管理に不備があったことを受け、当面の間、利用できません。

## ■ 重要 ■

### ◆ 領収書について ◆

スマートフォン決済では領収書が発行されませんので、領収書が必要な方は納付書の裏面に記載されている納付場所でお支払いください。

### ◆ 車検用納税証明書について ◆

軽自動車税を納期限内にアプリで納付した場合に限り、車検用納税証明書を6月中に税務課より発送します。車検用納税証明書がすぐに必要な方はスマートフォン決済をご利用なさらず、納付書の裏面に記載されている納付場所でお支払いください。

### お問い合わせ先

税務課 ☎62-2153

町民課 ☎62-2154

長寿生きがい課 ☎62-0718

上下水道課 ☎62-0728